

証拠開示制度

第1 証拠の一覧表の交付

考えられる制度の概要

- 対象事件において、公判前整理手続における被告人側からの請求により、検察官が保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人側に交付するものとする。
- 検察官が、証拠の一覧表の交付後、新たに証拠を保管するに至った場合には、一覧表を追加して交付するものとする。
- 一定の弊害がある場合には、その記載をしないことができるものとする。

【検討課題】

1 趣旨等

- 現行の証拠開示制度の下で、一覧表を交付する趣旨・目的や位置付けをどのように考えるか。
 - ・ 証拠開示請求のための便宜
 - ・ 証拠開示をめぐる争いの解消
 - ・ 捜査機関による証拠管理 等
- 裁判所が証拠開示の裁定の際に提示を命ずる証拠の標目の一覧表（刑訴法第316条の27第2項）との関係をどのように考えるか。
- 検察官の主張とも被告人側の主張とも関連しない証拠をも含めた証拠全体の一覧表を交付することは、証拠開示制度の枠組みと整合するか。

2 対象事件

- 公判前整理手続に付された事件を前提としつつ、検察官の負担を考慮して限定するべきか。

3 交付の時期

- 刑訴法第316条の14の規定による検察官請求証拠の開示後から、刑訴法第316条の17第1項の規定による被告人側の主張明示後までの、いずれの段階とするか。
 - ・ 類型証拠開示請求の前とすべきか。
 - ・ 多くの証拠の一覧表を初期段階までに作成しなければならない（これが交付されないと開示請求の段階に移らない）ものとするることによって、手続の遅延を招かないか。
 - ・ 被告人側の主張明示前とすることは、段階的な証拠開示制度の枠組みと整合するか。

4 交付の要件

5 証拠の一覧表の記載事項

- 証拠の標目について、内容にわたらない識別事項としてどのようなものを記載することとするか。また、作成者の裁量が生じ得る記載事項を設けることが相当か。

6 弊害への対応

- 以下の弊害があるときには、記載をしないことができるものとするか。
 - ・ 身体、財産に害を加え、又は畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
 - ・ 犯罪の証明に支障を生ずるおそれ
 - ・ 関係者のプライバシーを害するおそれ等
- 弊害がある場合の不記載について、不服申立（裁定・即時抗告）手続を設けるか。

第2 公判前整理手続の請求権

考えられる制度の概要

当事者に公判前整理手続に付することの請求権を与えるものとする。

【検討課題】

1 趣旨等

- 当事者に請求権を与える趣旨・必要性は何か。
- 当事者が整理手続に付すべきであると申し出たが、整理手続に付されないのはどのような事案か。
- 請求権の効果をどのように考えるか。
- 受訴裁判所が主宰する公判準備手続であることと整合するか。

2 不服申立手続

- 不服申立手続を設ける必要があるか。
- 訴訟手続全体の遅延などの問題が生じないか。また、受訴裁判所の判断を別の裁判所が覆すことによる問題はないか。

第3 その他（類型証拠開示の対象拡大）

一定の証拠を類型証拠開示の対象として追加すること

【検討課題】

- 必要性—現行の類型証拠開示（刑訴法第316条の15）について、どのような不都合が生じているか。
- 対象とする類型とその問題点